

## ドイツの戦後補償

高 津 ドロテー

### Voluntary Compensation by the German Government to the Victims of the Holocaust

Dorothee Takatsu

Fifty years after the end of World War II, Germany still continues its payments to the victims of the Holocaust. These payments were not required by international law, but were initiated by post-war West Germany's first Chancellor, Konrad Adenauer, as a moral obligation towards the victims. Payments were divided into global payments given to Israel, Jewish organizations and several foreign countries, and personal payments to Jewish survivors and other groups of victims.

#### 1. はじめに

第二次世界大戦終了からすでに半世紀が経過した。戦争当事国の一つであるドイツは、世界全体に対して大きな犠牲と苦しみを残した。その苦しみは、現在まで続いており、これからも続いていくことである。

この半世紀の間に、ドイツは敗戦、東西分断、経済復興、再統一と大きな変化をみせたが、その変化の中で一貫してドイツ国民が背負っているのは、第二次大戦中ナチス・ドイツが犯した罪の意識である。それは具体的にドイツ政府が今だに戦争賠償金を払い続けていることにも表れている。5年前の1990年にこの賠償は新たに問題となった。その理由は、戦後間もなくドイツが冷戦体制下の東西に分

断されて、その際に連合国側は、1953年にロンドンで調印された債務協定の中で、最終的な賠償額の確定を再統一後の講和条約まで延期していたからである。したがって、1990年10月3日のドイツ統一を機に、講和条約がようやく結ばれた時点で、連合国側のうちオランダ、ギリシャ、セルビアなどが賠償を請求したのである。それに対してドイツ政府は解決済みであるとの立場を取った。

戦争に負けた国が賠償金を払わなければならないことは国際法上で決められているが、ドイツ政府は国際法とは別に、現在まで戦争中に損害を受けた犠牲者に補償金を払い続けてきている。つまり、ナチス・ドイツが一方的にポーランドを侵略したことによって第二次世界大戦が始まり、ユダヤ人を中心として多くの人々に計り知れない苦しみを与えたた

め、その罪を負って、ドイツ政府が人道的立場から補償を払う決定をしたのである。本稿ではその補償の歴史的な、政治的な背景と問題点を明らかにしたい。

## 2. 補償の定義

ドイツ語では「補償」を「Wiedergutmachung」(再びよくする、償い)という。しかし言うまでもなく、ナチス・ドイツが犯した未曾有の罪は、いくら補償を払っても消すことができないものであり、「Wiedergutmachung」は言葉の原義からすれば誤解を招きやすい不適切な表現である。ところが現在ドイツでは「Wiedergutmachung」はすでに法律用語となっているわけである。

補償の法的な定義は次の通りである：「政治的な、人権的な、宗教的な、世界観的な理由で、ナチス政権の強制措置によって損害を受けた人々は、補償を受ける権利がある」。補償そのものは大きく二つの分野に分かれているが、それらは「Rückerstattung」(返済)と「Entschädigung」(補償)である (Model 1992: 813)。

返済というのは、第三帝国の時代にナチス政権がアーリヤ化または他の政策によってユダヤ人から奪い取った財産、不動産、備品、装飾品などを返還することを意味している。それと違って補償は戦争中に生命、身体、健康、職業上などで損害を受けた人々に払われる金銭または別の法的手段で与える補償を意味している。

補償に関して、受け取り先別で二種類の補償がある。つまり、国または組織に支払う「Globalentschädigung」(全般補償)と、本人またはその遺族に払う「Individualent-

schädigung」(個人補償)である (Herbst 1989: 9)。

## 3. 歴史

敗戦後に補償を受けた一番大きなグループはユダヤ人であった。すでに1939年に、そして戦争中にもナチス・ドイツが侵略した国から亡命したユダヤ人は、ドイツに対して補償を求め続けた。この要求はナチス政権がユダヤ人から奪い取った財産に対する要求であった。1939年10月10日、補償の問題を専門的に取り扱っていた Shalom Adler-Rudel は、イギリスでユダヤ人の補償を具体化した覚書を作成した (Sagi 1989: 99)。パレスチナからもドイツで押収されたユダヤ人の財産の補償が求められた。それからアメリカではユダヤ人組織であるユダヤ人世界会議 (Jüdischer Weltkongress) が生残ったユダヤ人の状況と補償の問題を調査する研究所を創立した。

この要求はつまり、敗戦国は戦勝強国だけにではなく、迫害された少数集団にも補償を与えるべきであるということであった。これは国際法上はじめてのケースとなった。それを実行するため、ユダヤ人世界会議は1941年にアメリカのバルティモア市で会議を開き、補償問題を取り上げた。

補償の要求に対しての次の大きなステップは、1944年11月26日から30日までアトランティック・シティで開催されたユダヤ人会議であった。その当時、ユダヤ人の虐殺に関する事実が知られるようになったため、この会議では二つの重要な決議案が提出された。そのうちの一つは生き残ったユダヤ人の受けた損害に対する返済と補償を取り上げ、もう一つはユダヤ人民全体は物質的な損害、精神的、

道義的な損失に対して集合補償の請求権があるという原則の認定を求めたものである。この中で補償はパレスチナ建国のために用いられるものとされ、その他に遺族がいないユダヤ人を代表する、またその財産などを管理するユダヤ人組織に対しても使用するという内容が盛り込まれていた。戦争後にこれらの決議と提案が取り上げられるようになった。

### 3.1. 返済 「Rückerstattung」

戦後、ドイツは政治的にアメリカ、イギリス、フランスとソ連の四つの占領地に分割された。当時のドイツは、経済力がなかったため、ユダヤ人への補償よりも、財産などの返済の方が解決しやすい課題であった。その上ユダヤ人の土地、不動産、設備、工場、建物などが、戦争後残ったところがあり、価値も高かった。それらを合法的に所有者に返還しなければ、ナチス政権の行動を容認したこととなるため、政府は早めの解決を目指した。

ドイツ西側のアメリカの占領地では、1947年11月10日にアメリカ軍政府によって公布された軍事法第59号が最初の補償法となった (Kreikamp 1989: 61)。アメリカのユダヤ人組織がその内容の基盤をすでに戦争中に作成し、最終的な文書に大きく影響を与えた。その中でナチス政権の「ドイツ経済のアーリア化」 (Arisierung der deutschen Wirtschaft) との関連で奪い取った財産と不動産などの返済を請求した。軍事法59号によると、ユダヤ人の動産または不動産を非合法的に、または合法的にも奪った人はそれを返還しなければならなかった。したがって、終戦直後にはユダヤ人の財産はまだ多くの場合手の届くところにあったため、土地、建物、商店、株などの有価証券が本人または遺族に返還されるこ

ととなった。財産の所有者または関係者を発見することができなかった場合は、Jewish Restitution Successor Organization (ユダヤ人補償相続組織) または Jewish Trust Organization (ユダヤ人信託組織) などのようなユダヤ人を代表する組織の所有となった (Jelinek 1989: 125)。現物を戻すことができなかった場合、ドイツ政府はそれに相当する金額を金で支払った。

そして、1950年代半ばまでに返済要求の大部分を整理することに成功した。1957年7月19日にドイツ政府が連邦返済法 (Bundesrück-erstattungsgesetz) を制定し、最終的な整理を決めた。その中で期限を定めたが、期限通りに要求を出さなかった場合には、連邦返済法には過酷緩和最終規定 (Härteregelung) が含まれていた。また、遺族がいなかった場合、権利継承者が要求を出すことができた。その関連で1967年までにユダヤ人関係の組織は、およそ4億マルクを受け取ることができた (Sagi 1989: 117)。

このように、最初のうちは、元来財産を持っていた人々が返済によって補償をもらうことができたが、親戚を失ったり、健康上の被害を受けたり、経済的な基盤が無くなったりした人々は、返済によって補償を受けることが不可能であり、彼等の大部分は補償法 (1956年の Bundesentschädigungsgesetz) ができるまで待たなければならなかった。

### 3.2. 補償 「Entschädigung」

1951年に、ユダヤ人世界会議などが戦争中にユダヤ人の補償について話し合ったことが具体化に向かっていった。その年の9月27日にドイツ連邦共和国の最初の首相に選ばれたコンラド・アデナウアーは、ドイツがナチス

政権下のユダヤ人に対して取った政策の責任を認め、ドイツ政府が補償をすることを連邦議会で発表した (Pross 1988: 56)。これによって、ユダヤ人の長い歴史の中で始めて、与えられた損害に対して補償を与えることになった。補償として最初に取り上げられたのは全般補償であった。

### 3.2.1. 全般補償「Globalentschädigung」

全般補償はイスラエルの他に、ユダヤ人を代表する Conference on Jewish Material Claims against Germany (Claims Conference と省略する) とドイツが戦争中に侵略した数ヵ国に与えられた。その意味では敗戦国の賠償に似ているが、イスラエルと Claims Conference に支払った補償は国際法では例外であったし、しかも戦争中にはイスラエルという国と Claims Conference という組織自体はまだ存在しなかった点で賠償とは大きく異なっている。つまり、補償を払う法的な義務はなかったが、倫理上の問題で必要とされたのである。

全般補償に関しての最初の一步は、アデナウアー首相が西ドイツ創立直後の1949年11月11日に、ユダヤ人新聞 Allgemeine Wochenzzeitung der Juden in Deutschland の編集者とのインタビューの中で、ユダヤ人との交流を望んでいることを表明した事から始まる。その気持ちを表わすために、アデナウアー首相が一千万マルクを提供した (Pross 1988: 60)。これに対してイスラエル側は二つの理由で憤慨の意を表した。一つは、計り知れない損害を与えた国から賠償を受け取るのは想像できないことで、その上、このわずかな金額は侮慢のように感じ取ったのである。しかしアデナウアー政権はその時からイスラエルと

の会談を求め続けた。

創立されたばかりのイスラエル政府は大変な経済的困難があった。それで結局1951年3月12日に同政府は連合国に通告書を渡し、その中でイスラエル側は始めてドイツに対して全般補償を求めた (Sagi 1989: 105)。即ち、パレスチナ統治時代ならびに新生イスラエル国が、ナチスによって迫害された数多くのユダヤ人を迎え入れ、その亡命者を社会へ吸収するには15億ドルが必要であったからである。そのうちの10億ドルを西ドイツに、5億ドルを東ドイツに要求した (Huhn 1989: 139)。

当初、この通告書に対して連合国側は積極的な反応を示さなかった。それは当時、東西が冷戦に転じた中で、連合国側にとってドイツは敵国から「仲間」という立場へ変わってきたためである。つまりドイツは、地理的にソ連から近づきつつある共産主義に対して重要な防壁となった。その役割を果たすため、アメリカはドイツに再軍備拡張を求めた。その上、アメリカはドイツの経済を大規模に援助し、ドイツの経済的な活動を厳しく監視したため、ドイツが再軍備拡張に必要な資金をイスラエルへ支払う事に消極的であったのである。したがって、連合国はイスラエルを積極的にバックアップすることができず、イスラエル政府が自ら両ドイツと直接会談するようにながした。

一方、アデナウアー首相自身はワイマール時代にユダヤ人と親しい交流があり、戦争中にナチスによってケルン市長をやめさせられ、ゲシュタポから二度も逮捕されたという経歴をもっていた。このような個人的な理由もあったが、いずれにせよアデナウアー首相はナチス・ドイツによるユダヤ人の迫害を憂い、犯罪と認め、その償いをしたいと考えた。

アデナウアー首相は、1951年9月27日の連邦議会会議で、ナチス政権下でドイツ国民の名において言い知れぬ犯罪が行われ、それらに対して、ドイツ連邦共和国が責任を取ると正式に発表した。同時に補償を与える意思も表明した。しかし、ドイツの経済的な状況では、これはまだ困難であったため、補償の額には制限があることを強調した (Sagi 1989: 114)。

アデナウアー首相の声明はドイツ国内のみならず国外でも主に肯定的な反応を受けたが、イスラエルでは依然としてドイツとの交流を一切拒否する声が野党、マスメディア、世論中に強かった。外務省も通産省も同意見を持っていた。しかし、イスラエル政府はそれら強い反対の中で、Claims Conference 議長 Nahum Goldmann 氏を交渉代表者として任命した。彼は会談の準備としてアデナウアー首相と1951年12月6日にロンドンで秘密交渉を行った (Huhn 1989: 142)。Goldmann は両国の会談の前提として10億ドルを要求した。アデナウアー首相は私信でそれを認め、全般補償に合意した。その後イスラエル側と Claims Conference は別々にドイツに対する補償を公式に要求したのだが、要するに、イスラエルは全般補償、そして Claims Conference は亡くなったユダヤ人の遺族が財産に対する補償を求めることに合意した。

このような水面下での経緯をへて、1952年3月21日にイスラエルとドイツ双方による会談がオランダのワッセナール市 (Wassenaar) で開始された (Huhn 1989: 145)。しかし初期の会談は長続きしなかった。ドイツ政府は、イスラエルと Claims Conference へ支払う補償の具体的な金額を同じ年の5月19日に予定されたロンドン債務協定の日まで決

定できないと表明したことに對して、イスラエル側が会談を4月10日に打ち切ってしまったからである (Pross 1988: 60)。ドイツ側の立場は、戦争賠償がはっきり決められていないうちに新たな経済的負担を負うことは困難であるという理由を上げた。

この危機の中でアデナウアー首相は4月20日にレーンドルフの自宅で再び Goldmann と秘密会談をし、その結果両国の会談を6月22日から再開することができた。1952年9月10日にイスラエルとドイツ連邦共和国の間の協定 (イスラエル条約) がルクセンブルグでアデナウアー首相と Sharett 外務大臣によって調印された (Huhn 1989: 159)。その他にアデナウアー首相と Goldmann はドイツと Claims Conference の間の二つの議定書 (Haager Protokolle) にも調印した。イスラエル条約はイスラエル側とドイツ国内に最後まで批判と反対があったため、1953年3月まで連邦議会 (3月18日) と連邦参議院 (3月20日) で批准できなかった (Huhn 1989: 160)。

### 3.2.1.1. 全般補償の内容

全般補償はイスラエル条約の中で定められた。ドイツ連邦共和国は合計34億5000万マルクを品物の形で12年間にわたってイスラエルへ支払うという義務を負った。総計額の30%をイギリスからのイスラエルへの原油納品の代価に当て、残りはイスラエル経済の重要な基盤となる品物の購入に使われた。

総計額の中からイスラエルは、Claims Conference に4億5000万マルクを支払うという条件も含まれていた (Haager Protokolle 第二号)。12年間の間に Claims Conference はその金を39カ国のユダヤ人居住区と

組織に分配した。その他に3億4660万ドルが福祉と復職のためなどに使われ、1億9450万ドルは教育と文化活動のため(中には記念館と資料館も建てられた)に利用された。その他に居住区の設備やコミュニティセンターも創設され、最終的にヨーロッパのユダヤ人居住区は再び財政的援助を必要としなくなった(Sagi 1989:117)。

Haager Protokolle 第一号でドイツ連邦共和国は連邦補償法を公布しなければならないと定め、その内容は3.2.2.(個人補償)で説明する。

イスラエル条約とHaager Protokolleで定められたことは確実に実行され、ドイツ連邦共和国はすべての義務を決められた通りに果たした。

### 3.2.1.2. 全般補償の評価

イスラエル条約とHaager Protokolleは国際関係と国際法において先例となった。イスラエル条約の締結期には、イスラエルと西ドイツ両国はまだ存在しなかったし、署名当時に両国は外交関係もなく、したがって互いに認めない国同志であった。つまり、ドイツがイスラエルに支払った補償は、法的に払う義務はなかったため「賠償」であったとはいえない。

したがって、当初ドイツはイスラエル条約を結ぶ具体的な計画がなかったため、署名に至るまでには多くの困難を乗り越えなければならなかったし、強い批判にも出会った。イスラエル側は最初に連合国の協力を得ようとしたが、アメリカは冷戦に入ると同時に、考え方を180度転換した。ヨーロッパに浸透しつつある共産主義に対してドイツは、アメリカにとって戦争中の敵国から大切なパートナー

に変わってきたのである。したがって、アメリカはドイツを経済的に復興させる必要があり、そのため続けて援助し、再武装をも求め始めた。そのような時にドイツはその他に多額の賠償負担も残っていた。この状況の中でアメリカはイスラエルの要求を理解していたが、支持するつもりはなかった。アメリカは、イスラエルが最初にドイツと直接連絡を取った後に、ドイツへ外交上圧力をかける意思を表明したが、イスラエルの動きがなければ、アメリカは手を出さずつもりがなかった。

イスラエルは補償問題を正式な形ではないとはいえ、直接ドイツへ提出した。そのため、アデナウアー首相はアメリカからもイスラエルからも圧力を受けることになった。つまり、同じ頃1952年5月26、27日に、ドイツを再び西洋諸国へ吸収するため、ドイツ連邦共和国に主権を与える条約(ドイツ条約、Deutschlandvertrag)が締結される予定であった。イスラエル側は補償問題が解決できなければ、アメリカの有力なユダヤ人によって、署名を阻ませると脅迫したのである。アデナウアー首相は、当然ドイツ条約の署名を危険にさらしたくなかった。アデナウアー首相の道義的責任感、条約を結ぶ一つの強い動機にすぎなかったかもしれないが、最終的にはイスラエル条約の成功を可能にしたといえよう。

### 3.2.2. 個人補償

個人補償は返済と同様に、国際法ではなくドイツ国内の法律だけに定められているが、返済よりだいぶ遅くなってから取り上げられることになった。戦争直後は、西側占領地内では、ナチスの犠牲者がひどい困窮の場合のみ社会福祉事業の政策で援助(衣、職、住、日常生活用品)をもらうことができた。

戦後ドイツは四つの占領地に分かれたため、統一された法律を出すことは不可能であった。一番最初はバイエルン州が1945年10月15日にナチス政権の犠牲者の社会法律上の補償（Gesetz zur sozialrechtlichen Wiedergutmachung von durch das NS-System verursachten Schäden）という法律を定めた（Kreikamp 1989: 61）。それから1946年8月1日にバイエルン州法第35号による補償のための特別基金（Sonderfonds zum Zweck der Wiedergutmachung; Bayrisches Gesetz Nr. 35）も作った（Kreikamp 1989: 61）。両方の法律は最終的な補償法の模範となった。

1945年10月に設置されたアメリカ占領地の州の協議会は1946年から補償問題を取り上げ、法律的な基盤を作ることを課題とした。協議会では、返済は優先的に取り扱うべきであると同時に、全面的な補償も目指さなければならぬということを確認した。補償の法律的な基盤ができるまで、迫害を受けた者には生活用品、服、職業などの必要な援助を優先的に与えなければならない。ただし、最終的には補償は、福祉政策または物質的な援助に限らず、道義的な責任をも果たさなければならない、ということを確認した。

1947年11月10日にアメリカ軍政府が第59法として返済法を公布した（Kreikamp 1989: 63）が、補償法はドイツの経済的困難な状況のため延期され、補償法の協議は特別委員会に任された。この委員会は最初のうちは、補償は国籍に関係なくすべての強制収容所に拘留された人々に与えるべきだと強調したが、他の犠牲者（強制的に断指手術を受けた人、精神病患者、安楽死させられた犠牲者、ジプシーなどの社会の周辺集団など）をも含むかどうかについては合意が得られなかった。迫

害されたユダヤ人犠牲者の代表者は、他の犠牲者を含むことに強い反対を示したため、協議は人権上で迫害されたグループ及び政治上で迫害されたグループ、つまり一番大きな犠牲者グループだけに限られるようになった。ここで、この二つのグループは一番よく組織化されており、明らかに影響を与えたことがわかる。

ドイツ政府の経済的困難な状況のため、協議は長引いたが、1948年8月6日に全面的な補償についての法案ができた。この法案は財政委員会へ送られたが、9月13日の決議で、法案で定められた補償を払うことは、ドイツ通貨革命2ヵ月前の段階で、財政資金がまったく足りないとして査定された。

1948年9月23日に改訂された法案はアメリカ軍政府により検討され、強い批判を受けた。特にとがめられたのは外国人犠牲者（Displaced persons）に対する無視と、金銭的補償において10RM: 1DM（ライヒマルク: ドイツマルク）の通貨の換算率であった（Kreikamp 1989: 73）。つまり、補償法は同情以上のことを実現したいのであれば、犠牲者の元の生活に近い状況に戻すことを求めなければならないということである。

再度改訂された法案は1949年4月26日に州の協議会で承認された。しかしこれはドイツ連邦共和国の創立直前であり、アメリカ軍政府が連邦政府への提出を求めたために決議には至らなかった。しかし、州の協議会は新たに動議を出し、連邦政府は創立直後にこの法案を当分取り上げないだろうと論じ、アメリカ軍政府からようやく1949年8月4日に合意を得た。その後、この補償法はバイエルン州、ブレーメン州、ヘッセン州とヴュルテムベルグ・バーデン州で公布された（Kreikamp

1989:75)。そして、この法律は後のすべての補償法の前例となった。

ドイツ連邦共和国の創立後、補償問題の全面的解決を求める外国からの圧力が高まってきた。アデナウアー首相は最初の政府声明の中で、ナチス政権の犠牲者の補償を取り上げなかったため、野党指導者 Kurt Schumacher から強い批判を受けた。

1952年5月26日のドイツ条約(Überleitungsvertrag)で、ドイツは占領状態から解放され、主権を得た。この条約の第4部の中でアメリカ政府は、ドイツ政府が今だに補償の連邦統一的な法律を公布しなかったため、補償に関するいくつかの条件を出した(Pross 1988:54)：

- ① 補償に必要な手続きは効果的で、差別なしに行うべきである。
- ② 受けた害を証明できない場合でも(書類がなくなったり、保証人がいない場合など)、補償の可能性を与えるべきである。
- ③ 法律が改善された場合、補償を再び申し込む機会を与えるべきである。

イスラエル条約と共に調印された Haager Protokolle 第二部の中でも、補償に対する要求が具体的に上げられた。1952年4月8日に第一部は記録され、その中で、ドイツ政府がナチス政権下に命、自由の損失、身体と健康に関する損害、教育と職業に関する損害を受けた犠牲者に財政上の援助(個人補償)を与える連邦補償法を公布することを義務づけた(“Gemeinsame Empfehlungen für die deutsche Gesetzgebung auf dem Gebiet der Entschädigung und Rückerstattung”)

(Huhn 1989:145)。

様々な経緯の末に、全国的に統一された法律ができるまでには4年もかかった。1953年10月1日にドイツ連邦議会により連邦補償法(Bundesergänzungsgesetz)が公布された(Pross 1988:82)。それによると、補償を受ける権利が付与されたのは、最初の法案の通り政治的信念、宗教的信条、人権上の理由または世界観のため迫害され、損害を受けた人々であった。しかし補償は、1947年1月1日の時点で、ドイツ国内に住居を持っていた人だけに限られていた。この法律は間もなく不十分であると認められたため、連邦議会は1956年6月29日に連邦補償法(Bundesentschädigungsgesetz)を公布した(Pross 1988:99)。

連邦補償法は1953年10月1日に遡及し、補償を要求できるグループを再考し、それを、大幅に広げた。補償要求の期日は1952年12月31日まで延期され、その上、改めて補償を要求できるグループは、1945年後に旧西ドイツに移住した人、または強制移住者、迫害された者であった。これらの人々の場合は、補償を得るために、1937年当時のドイツ国土に居住もしくは労働していたという確かな証拠がそろっていなければならなかった(Pross 1988:99)。この法的な拡大によって、東ドイツと元ドイツ国土から移民した人々も含まれるようになった。ここではドイツ連邦共和国が東ドイツを含めたすべてのドイツ人を代表している、という政治的意志が明らかになる。

最終的な補償法は1965年5月26日に公布された(Bundesentschädigungsschlußgesetz)(Pross 1988:122)。今度はジュネーブ協定による無国籍者と政治亡命者も含まれるようになった。それによって123,000人の迫害され



た者が新しく加わるようになったが、この法律によると、1969年12月31日以降は補償に対する要求はもう認めないことになった。しかし、社会と野党から圧力があり、再度3億マルクが用意された(Heßdörfer 1989:59)。おそらくこれも最終的な補償金の支払いではないと思われる。

### 3.2.2.1. 連邦補償法の給付

個人補償の給付はいくつかの損害の範疇に分かれている：

(1) 生命、(2) 自由、(3) 身体、健康、(4) 所有、(5) 財産、(6) 特別公課、(7) 職業上及び経済上の発展に関する損害(Pross 1988:100)。その中で健康と職業に関する損害が一番大きな分野であり、要求の半分はこの二つの範疇から出ていた。

(1) 生命の損害とは、迫害された者が殺された場合、強制収容所で亡くなった場合、または収容所から出た後8ヵ月以内に亡くなった場合には、遺族に補償の要求の権利があり、それは年金の形で与えられた。

(2) 自由に関する損害とは、第三帝国とその依存している国の機関による自由の剥奪を意味した。ユダヤ人に星のマークを着用させるような自由の制限も含まれ、それから自分の命を守るために隠れて生活して生き残った人々も補償を求めることができた。補償は、迫害された者が自由の剥奪の一ヵ月当たり総計金額150マルクを受け取った。

(3) 健康に関する損害の場合は、迫害された者が、健康上の損害と受けた迫害に関連していることを証明しなければならなかった。補償としては主に治療費が支払われた。もし本人の病気のため生計能力が25%以上減少した場合、金銭的な補償、または元の仕事を続

けられなかった場合の再教育の費用などが支払われた。その病気で亡くなった場合には遺族に年金が支払われた。

(4) 所有に関する損害は略奪などによって失われた設備品、調度、家具、図書などを含んでいる。

(5) 財産に関する損害は共同排斥(ボイコット)、換金(主にユダヤ人商売)などによって失われた財産を意味した。

(6) 特別公課とは、ドイツ帝国によるユダヤ人を差別する課税であった。例えば「帝国逃亡税」、輸出許可を得るために Deutsche Golddiskontbank へ支払った公課または Judenvermögensabgabe(ユダヤ人財産公課)のような公課であった。

(7) 職業上及び経済上の発展に関する損害とは、職務を果たすことに制限を受けたことを意味する。例えば、職務の免許の取り上げ、公務からの解任、教育の妨害などであった。補償としては二種類の補償があり、資本補償または年金である。

健康上及び職業上で損害を受けて補償を請求したグループは、全ての補償のうち80%であり、その内の80%は年金の形で支払われた。健康上の損害の場合、申し込み者の人数が一番多かったが、補償の手続きは大変複雑で、法律も非常に理解しにくかった。物質的な損害と違って、判断の根拠が明らかではないケースも多かったため、決定までに数年間もかかることがしばしばであった。特に経済的に豊かでない犠牲者にとって、補償がおりるまでの期間は大変な苦勞であった。

連邦補償法 § 28、1条によると、迫害を受けた人は身体や健康上の損害と迫害との関連を証明しなければならなかった。その証明を元にして、補償の決定が下されたのである。

しかし、迫害を受けてから（それはもちろん1945年以前のことで）、補償を申請できるまでには（それは早くても1953年以降であったが）、少なくとも8年間が経過していたので、そのような関連を証明することは困難であった。補償の申し込み用紙に記入することさえも難しかったが、所轄の役所には申請書と同時に、医学的鑑定書の提出が必要であった。鑑定書を作成する医者を自由に選ぶことは不可能で、所轄の役所が医者を任命した。つまり、犠牲者は自分が信頼している医者に補償に必要な健康診断を任すことができなかったのである。その上、任命された医者は必ずしも犠牲者の見方ではなかった。

医者はすべての申請者の健康上の被害を検査し、それがどれだけ生計能力を減少させたかを計算しなければならなかった。申請者は迫害を受ける前の職業上及び経済上の地位によって、補償の額が計算された。しかし彼らは強制収容所に拘留された結果、心身症又は精神病になった場合、迫害と病気の関連を証明することは特に困難であった。多くの場合いくつかの診断書も出さなければならなかった。そのために犠牲者は経験した苦難の過程を何度も語らなければならなかったことも精神的に影響を及ぼした。補償は苦難を和らげることを目標としたはずだが、健康上の被害の場合は、補償を申請する過程そのものが、多くの犠牲者にとって第二の迫害のように感じ取られたのである。

#### 4. 補償の財政上の規模

60年代までは補償の支払いはドイツにとって大変な金銭的負担であった。連邦と州の予算の2.4%から5.5%は補償のために支払われ

た。60年代半ばからはドイツの経済成長が著しくなったので、負担は減少し、現在では1%以下となっている。合計金額の60%は連邦政府、残りは州政府により融資されている。

連邦大蔵省によると、1993年1月1日までに補償のために支払った金額は次のようであった（朝日新聞ウィークリーAERA 1992.5.5:36-37）:

##### 「連邦政府及び州による補償額」

終戦直後（現物で）	2000万マルク
連邦補償法：	710億4900万マルク
連邦返済法：	39億3300万マルク
イスラエル条約：	34億5000万マルク
他国との包括補償協定：	14億 マルク
その内：	
対スウェーデン	0.01億マルク
対イギリス	0.11億マルク
対オーストリア	1.1 億マルク
対スイス	0.1 億マルク
対イタリア	0.4 億マルク
対ベルギー	0.8 億マルク
対フランス	4.0 億マルク
対オランダ	1.25億マルク
対ギリシャ	1.25億マルク
対デンマーク	0.16億マルク
対ノルウェー	0.6 億マルク
対ルクセンブルグ	0.18億マルク
その他:	7億 マルク
州による補償:	22億1700万マルク
過酷緩和最終規定	6億4400万マルク

合計 834億1300万マルク

すべての補償が終わるまでさらに合計317億72000万マルクが必要であろうと、予想され

ている。要するに、総計1151億8500万マルクがおそらく2030年まで払い続けられるだろうと算定された。したがって、現在の時点ではまだ補償の約3/2しか支払われていないということである。

## 5. 補償規定の問題点

補償に関する要求を一番よく通すことができたのは、固く組織化されたグループ、あるいは利害を代表する組織の支えがあるグループであった。しかしそのようなバックアップがない犠牲者も大勢いた。それは次の何れかのひとつとである。

(1) 強制労働者、(2) 強制断種者、(3) 反社会的な人、(4) 共産主義者、(5) ジプシー（シンティー族とローマ族）、(6) 同性愛者、(7) 外国人の迫害された者（Pross 1988:103）。

(1) 強制労働者は人権、政見または宗教のために迫害された場合のみ連邦補償法による補償をもらうことができた。しかし多くの強制労働者はその条件を満たさなかった。

(2) 1961年から1965年の間に、強制断種者の補償に対する要求が論じられたが、連邦議会の補償委員会(Wiedergutmachungsausschuß)はそれを拒否した。1965年11月21日の最終報告の中で、補償委員会は次のように論証した：1933年に公布された遺伝的疾患のある子供の出産を防ぐという法律（Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses）は、当時の法治国家の規則に違反はしていなかった。したがって補償の権利はない。

(3) 1933年以来労働の嫌いな人、売春婦、住所不定者、乞食などの反社会的な者が強制的に集められ、さらに1938年からは強制収容所へ送られた。それは法律違反の政策ではあっ

たが、しかし連邦補償法の補償の前提である人権、宗教、政見の理由ではなかったため、補償を与えることができないとされた。

(4) 共産主義者は敗戦直後には迫害された者であると理解され、最初の内は補償を受けることができたが、50年代に入り、冷戦が始まると同時に、共産党の活動は禁じられ、共産主義者は対象から除外されるようになった。それは60年代後半まで続いた。除外の法律的な根拠は1953年の最初の補償法（Bundesergänzungsgesetz）にはなかったが、1956年6月29日に公布された連邦補償法の1条（4）によると「自由主義、民主主義原則と戦う者は補償の権利はない」（Jasper 1989:373）と変更されている。その後、8月17日に連邦憲法裁判所が共産党は憲法違反であると表明したので、共産主義者は補償の権利がなくなった。60年代後半、冷戦が緊張緩和政策に変わった時点で、この立場が和らげられた。

(5) ジプシーに対するナチス政権下の迫害は世人の関心を殆ど呼ばなかったため、第三帝国のジプシーに対する人権上の差別と迫害は、今だに詳しく研究されていない。したがって、ジプシーにとっては補償の権利を認めもらうのが大変困難である。

ドイツではジプシーに対してナチス政権以前から強い偏見があり、戦争後にも差別が続いた。連邦裁判所は1956年1月7日の判決の中で、1933年から1943年までナチス政権がジプシーに対して公布した政策は、それ以前の政策とほぼ同様であるため、人権上の迫害が仮定できないと定めた（Spitta 1989:393）。しかし、1933年以前にもジプシーを差別する法律や政策があったため、それ以後に公布された政策が適法であったとは言えない。その意味で、ジプシーに対する長い差別感が明ら

かになってくる。つまり、ナチス政権によるジプシーの迫害は「ジプシーの反社会的な性格」に対するものであると説明され、したがって連邦補償法による補償の法的な前提は満たされていないと判断された。ユダヤ人の場合には、迫害がナチスの人権イデオロギーに根拠があったと認められたが、ジプシーの場合にはそれが否定されたのである。

1963年12月18日に連邦裁判所は基調判決で、1938年から全面的な迫害がすでに始まっていたと、それまでの立場を変更した。この変化の結果、1965年の最終補償法(Bundesentschädigungsschlußgesetz)では、ジプシーの補償要求もようやく認めることになった(Spitta 1989: 399)。

(6) 同性愛者は、強い社会の偏見と差別のため補償を求めようとしなかった。1969年の刑法改革後と社会的な変化の中で同性愛者も補償の要求を出し、認められるようになった。

(7) ナチス政権によって迫害された人々の大部分はドイツ人ではなく、ナチスドイツが侵略した国々の住民であった。つまり、外国でナチス・ドイツの殺害隊により迫害された人々で、フランス、ベルギー、オランダ、デンマーク、ノルウェー、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、ロシア、ギリシャなどのユダヤ人、それらの国々の地下運動のメンバー、それからポーランド人、ロシア人、そしてナチスから人非人(Untermenschen)と見られたロシア人の戦時捕虜であった(Pross 1988: 103)。しかし、ドイツの補償法では、ドイツ人またはドイツ帝国と「地域上の関係」があった人に限られていたため、外国人の迫害された者にはなかなか補償が与えられなかった。

西側諸国の犠牲者は国家間の協定により多

少の補償をもらったが、東ヨーロッパの人々は西ヨーロッパへ移民した場合のみ協定による補償をもらうことができた。

## 6. 最後に

第二次世界大戦でドイツは許すことのできない、前例のない罪を犯した。官僚主義的な完璧さで計画され、工場生産のように行なわれた殺害——この今まで起きたことのない大規模な犯罪は誰にも想像できなかった。敗戦後、強制収容所についての情報と写真が発表された時に、人々は感情的マヒを起こした。すべての責任はヒトラーにあり、個人的には上から命令を受け、それらに従っただけであるかのように個人的な罪と責任を否定したのである。その反動として極端なまでの熱心さでドイツの復興のために全力を尽くした。

このような態度に大きな変化を与えたのは、60年代後半に起きた学生運動であった。そこで初めてナチス時代が社会の中で全面的に問題化された。その後、ヴァイツゼッカー前大統領が1985年の戦後40年記念演説の中で、ドイツ人として取るべき立場を明らかにした。

「罪の有無、老若いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。……過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」(岩波ブックレットNo.55: 16)。つまり、過去に目を閉ざす代わりに、過去を心に刻み、過去を内面的に十分に理解して自分のものとする(Vergangenheitsbewältigung)ということである。またもう一

つの大事なことは、過去に犯した犯罪は、犯した本人のみならず、次の世代もその罪を背負っていく責任があるということである。

ナチス時代はドイツ全体の歴史のひとつであり、ドイツ人全員の負い目である。ナチステロは急に起きたわけではなく、ドイツの社会構造の中にその前提が含まれていたといえる。1945年の敗戦と共に、それらの前提も突然消えたわけではない。したがって、ホロコーストを可能にした社会構造を明らかにし、それを変える必要がある。ドイツの補償はその目標に向かって走り続けてきた。言うまでもなく、補償によってホロコーストを克服することはできない。また数百万人の命を戻すことはできない。家族、健康、自由、人生、故郷、未来などに対する悪影響を消すこともできない。その苦しみを実際に受けた人々が亡くなっても、遺族の心に残っているし、影響を与えつづけている。したがって、補償は犠牲者の苦しみを緩和することができるとしても、それと同時にホロコーストを可能にした要因を明らかにしないならば、そしてまた次の世代に正確に伝えないならば、補償は基本的な課題を果たすことにならないのである。

#### 参考文献：

- Herbst, Ludolf : Einleitung ; München : Oldenbourg 1989
- Heßdörfer, Karl : Die finanzielle Dimension ; München : Oldenbourg 1989
- Huhn, Rudolf : Die Wiedergutmachungsverhandlungen in Wassenaar ; München : Oldenbourg 1989
- Jasper, Gotthard : Die disqualifizierten Opfer. Der kalte Krieg und die Entschädigung für Kommunisten ; München : Oldenbourg 1989
- Jelinek, Yeshayahu A. : Israel und die Anfänge der Shilumim ; München : Oldenbourg 1989
- Kreikamp, Hans-Dieter : Zur Entstehung des Entschädigungsgesetzes der amerikanischen Besatzungszone ; München : Oldenbourg 1989
- Model, Otto : Staatsbürger Taschenbuch ; München : Beck, 1992
- Pross, Christian : Wiedergutmachung ; Hrsg. vom Hamburger Institut für Sozialforschung ; Frankfurt am Main : Athenäum, 1988
- Sagi, Nana : Die Rolle der jüdischen Organisationen in den USA und die Claims Conference ; München : Oldenbourg, 1989
- Spitta, Arnold : Entschädigung für Zigeuner ? Geschichte eines Vorurteils ; München : Oldenbourg 1989
- Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland ; Hrsg. von Ludolf Herbst u. Constantin Goschler ; München : Oldenbourg, 1989
- 朝日新聞ウィークリー AERA、1992年5月5日  
荒れ野の40年、ヴァイツゼッカー大統領演説、岩波ブックレットNo.55

#### 参照文献：

- Die Wiedergutmachung nationalsozialistischen Unrechts durch die BRD, Hg. Bundesminister der Finanzen, München : Beck, 1974
- Fisch, Jörg : Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg ; München : Beck, 1992
- Groll, Klaus Michael : Wie lange haften wir für Hitler ; Düsseldorf : Droste, 1990
- Herbert, Ulrich : Nicht entschädigungsfähig ? Die Wiedergutmachungsansprüche der Ausländer ; München : Oldenbourg 1989
- Herf, Jeffrey : Der Geheimprozeß ; Die Zeit Nr. 41, 14.10.1994
- Hofmann, Gunter : Endlich bei den Siegern sein ; in : Die Zeit Nr. 14, 7.4.95, S.16
- Leicht, Robert : Nur im Untergang lag die Befreiung ; in : Die Zeit Nr. 19, 12.5.95, S.1
- Müller, Helmut M. : Schlaglichter der deut-

- schen Geschichte ; Mannheim : Bibliographisches Institut , 1990
- Niederland, William, G. : Die verkannten Opfer. Späte Entschädigung für seelische Schäden ; München : Oldenbourg 1989
- Schwarz, Walter : Die Wiedergutmachung nationalsozialistischen Unrechts durch die BRD. Ein Überblick ; München : Oldenbourg 1989
- Ullrich, Volker : Weggesehen, weggehört; in : Die Zeit Nr. 17, 28.4.95, S.16